

### 「入札参加資格者名簿(建設工事・測量など)」の登録申請受付

令和4年6月1日から令和8年5月31日まで  
に市が行う入札などに参加を希望する事業者は、  
「入札参加資格者名簿」への登録が必要です。  
登録業種 建設工事・測量・コンサルタントなど  
申請期限 2月4日金(午後5時必着)  
申請先 (公財)三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当(〒514-0002津市島崎町56)  
※令和3年11月未現在で登録のある事業者へは申請書が郵送されます。詳しくは、三重県建設技術センターHPをご覧ください。

契約管財室 ☎63-7335

### 入札による市有財産売却 雑種地(下比奈知1743番4)

販売価格 **1,633,000円** 地積 **142.00㎡**

申込期間 1月12日(水)～26日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

申込方法 市役所4階契約管財室へ必要書類を直接持参してください。

入札日時 2月2日(水)午前10時～

場所 市役所4階402会議室

※必要書類など詳しくは問合せ先へ

契約管財室 ☎63-7336

### 市長選挙立候補予定者 説明会

任期満了に伴う市長選挙を4月10日(日)に告示、4月17日(日)投票により行います。この選挙の立候補予定者に対する説明会を開催します。出席希望者は事前にご連絡ください。

日時 2月16日(水)午後1時30分～

場所 市役所3階302会議室

市選挙管理委員会 ☎63-7314

## 年金通信

津年金事務所 ☎059-228-9112

### 国民年金保険料の納付は口座振替と前納が便利でお得!

	毎月、納付書などで納付		納付書など、前納にしてお得に!		口座振替にすればさらにお得に!	
	納付額	納付方法	納付額	納付方法	納付額	納付方法
6カ月間	99,660円	6カ月前納	98,850円	6カ月前納	98,530円	1,130円お得
2年間	398,400円	2年前納	383,810円	2年前納	382,550円	15,850円お得

※毎月納付書などの納付と比べて

■令和4年度(4月～翌年3月)の国民年金定額保険料 月額16,590円(※保険料の方法別納付額や割引額は1月末頃確定します)

口座振替の申込期限…▼上期6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納は2月末まで

▼下期6カ月前納(10月分～翌年3月分)は8月末までに年金事務所または、金融機関へ提出 ※手続きには基礎年金番号と通帳、銀行印が必要です。

年金相談 ※事前に予約が必要です。基礎年金番号が分かるものをご準備ください。

#### ■アスピア(南町)

日時 1月25日(火)、2月8日(火) 午前10時～午後3時 ◎予約は開催日の4週間前～1週間前

津年金事務所お客様相談室 ☎059-228-9112

#### ■津年金事務所(津市桜橋)

日時 平日 午前8時30分～午後5時15分(週初めは午後7時)、第2土曜日 午前9時30分～午後4時

全国年金事務所予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 ☎03-6631-7521

■18歳以下の子育て世帯への臨時特別給付(10万円相当)…市では、当初5万円としていた金額を10万円に変更し対象世帯に一括給付。昨年12月27日、児童手当の振込口座へ振り込みました。公務員世帯、高校生の子どものみがある世帯への支給は申請が必要です。 子ども家庭室 ☎63-7594



## 申告・相談に関するお知らせ

### 名張市役所会場では密集回避のため、午前8時30分から整理券を配布します

#### 申告の流れ(名張市役所会場)

##### ① 午前8時30分から整理券配布

★市役所1階ロビーで配布  
★配布枚数に限りがあります。(配布終了の場合、その日の受付はできません)

##### ② 整理券に書かれた時間に会場へ入場

★整理券配布順に受付(30分単位での時間指定)  
★来場者による時間の指定はできません。  
★整理券配布後に、長時間ロビーなどでお待ちいただくことはご遠慮ください。

##### ③ 申告相談

#### 申告会場へお越しいただく際は…

★事前に、申告書と必要書類(収支内訳書、医療費控除の明細書など)を作成し、なるべく提出のみとなるよう、ご協力をお願いします。

★発熱症状(37.5度以上)や咳など、体調に不安のある人は入場をお断りさせていただきます。会場にサーモマネジャー(非接触体温計)を設置します。

★必ずマスクを着用してください。また、消毒液を設置しますので、随時手指の消毒をお願いします。

### 医療費控除の申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

確定申告の際に「医療費控除の明細書」として使用できる「医療費のお知らせ」を、国民健康保険・後期高齢者医療保険ともに、**1月下旬に送付**します(再発行はできません)。「お知らせ」に記載のないものは、医療機関発行の領収書をお使いください。

#### ■国民健康保険(令和3年1～11月分を送付)

※12月分は、2月下旬に送付予定

保険年金室 ☎63-7445

#### ■後期高齢者医療保険(令和3年1～9月分を送付)

※10～12月分は、7月に送付予定

県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎059-221-6884

### 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の保険料(料)額通知を送付します

令和3年中に納付された下記の保険料(料)額などの通知を、**1月20日(木)に発送**します。確定申告などにご利用ください。

なお、市からの通知には**年金天引き(特別徴収分)による納付分は表示されていません。年金の源泉徴収票をご確認ください。**

#### ▼国民健康保険税額(普通徴収分)のお知らせ

収入室 ☎63-7439

#### ▼介護保険料額(普通徴収分)のお知らせ

介護・高齢支援室 ☎63-7599

#### ▼後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)のお知らせ

収入室 ☎63-7105

### 要介護認定を受けている人は 障害者控除が適用される場合があります

所得申告者やその扶養家族が障害者手帳をお持ちでなくても、介護保険の要介護認定を受けていれば**障害者控除対象者認定書(要申請/発行手数料300円)**が発行される場合があり、**所得税や住民税に障害者控除を受けられます。**

対象 市内在住で要介護・要支援認定を受けており、障害者手帳・療育手帳をお持ちでない人のうち、障害者と特別障害者に準ずる者として市が認定する人

◎申請は、市役所1階5番窓口、介護・高齢支援室で受け付けます。

収入室 ☎63-7599

### おむつ代の医療費控除申告時に添付する「おむつ使用確認書」について

寝たきりの人のおむつ代を医療費控除に含めて申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」を添付する必要があります。

2年目以降の申告は、要介護認定を受けている人で一定の要件に該当する場合、**市が交付する「おむつ使用確認書(発行手数料300円)」**で代用できます。詳しくは、問合せ先へ

介護・高齢支援室 ☎63-7599

## 所得税

上野税務署 ☎21-0950

※申告は、郵送やe-Tax活用するなどできる限り来場をお控えください。

### 確定申告が必要な人

【国税庁HP】確定申告が必要な人

- 所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除額の合計額を超える
- 給与所得者で、①給与の収入金額が2千万円を超える②給与を1カ所から受けていて(その給与の全部が源泉徴収対象となる場合)、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える など

### 申告すれば所得税が戻ってくる人

- 年の途中で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額を納め過ぎの人
- 一定要件を満たしたマイホームを取得または改修して住宅ローンがある人
- 多額の医療費を支出した人 など

★還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

確定申告 問合せ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月15日(火)まで]  
⇒上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

## 市民税・県民税

課税室 ☎63-7429

※申告はできる限り郵送で提出してください。

### 市・県民税申告が必要な人

2月7日(月)ごろ申告書送付予定

- 令和4年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税などの算定を行うために、申告が必要な場合があります。詳しくは、課税室へお問い合わせください。

## 申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- 印鑑・筆記用具 ●源泉徴収票(原本)
- 申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
- 社会保険料控除を受ける場合…支払った金額が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合…保険料の控除証明書
- 寄附金控除を受ける場合…寄附した領収証
- 医療費控除を受ける場合…医療費控除の明細書(事前に作成願います。領収証の添付による申告はできません)
- 住宅ローン控除を受ける場合…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
- その他、受けようとする控除の必要書類または証明書類

**Q 申告会場がすごく混む! どうにかしてよ!**

税金が還付される申告は、申告時期を過ぎても大丈夫です

所得税の還付申告は5年間さかのぼって申告できます。申告期間以降に申告することもご検討ください。

**A 会場に来なくても大丈夫!**

郵送やインターネットで、申告書が提出できます。スマホからでも申告OK!

もう少し詳しくご説明しますと…

- ▶インターネット・スマホで申告できる  
e-Tax(電子申告)を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書が提出できます。※e-Tax(電子申告)による申告には、カードリーダーなど専用機器が必要。詳しくは、課税室へ
- ▶郵送での申告をお願いします  
「3密」回避のためにも、市民税・県民税の申告書は、できる限り郵送で提出してください。

○新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り来場をお控えください。

【国税庁HP】e-Tax

申告のスペシャリスト 松岡 僚  
profile 「いつも優しく、親切、丁寧に!」がモットーの課税室職員

名張市役所会場では昨年同様、密集回避のため整理券を配布します(詳しくは9ページをご覧ください)